

ぎふし農業委員会だより



※8月3日(月)に開催された岐阜市農地利用最適化推進委員委嘱式の様子

(左)農地利用最適化推進委員代表 後藤 宗夫 (右)農業委員会会長 栗本 恒雄

会長就任挨拶



岐阜市農業委員会
会長 栗本 恒雄

日頃より、農業委員会活動に格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、七月二十日からの新体制において、引き続き会長の重責を担うことになりました。身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。

新体制においても、農業委員会の重点事業である「担い手の育成と農地利用集積等の推進」「遊休農地の発生防止と解消」「食農教育の定着と普及」「農業関係者研修会の実施」等を中心に、積極的に取り組んでまいります。

人と農地と食を守っていくという農業委員会の原点に立ち、岐阜市農業の発展のため、総勢四十九名の委員と力を合わせ、全力を尽くしてまいりますので、今後とも、農業委員会活動に、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

農業従事者の新型コロナウイルス対策について

- ・体温の測定と記録
- ・発熱などの症状がある場合は、関係者へ連絡、自宅に待機し、保健所へお問い合わせください。
- ・屋内で作業する場合は、できる限りマスクを着用するようにしてください。2メートルを目安に距離を保つことも効果的です。

- ・集出荷施設等への入退場には手洗いをこまめに行う。
- ・会議及び行事等の開催は、必要性を検討し、開催する場合、換気、人と人との間隔をとるなど、「3つの密」※を避けてください。

※①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

岐阜市農業委員会新体制でスタート

任期満了に伴う改選により、十九名の農業委員会委員と三十名の農地利用最適化推進委員が選出されました。

委員の任期は令和二年七月二十日から令和五年七月十九日までの三年間です。

農業委員会委員

会長

栗本 恒雄（則武）

同職務代理者

清水 健吉（岩・芥見）
林 安廣（西部厚見）

委員

江崎 和浩（日置江）
西垣 隆（木田七郷）
江崎 美咲（三市橋饒鷹）
野々村 貢（黒野方県）
河田 均（鷺山常磐）
林 明（南長森北長森）
酒井 勉（長良岩野田）
福田 正義（巖美春近）
櫻井 宏（芥見）
古田 薫（島）
相下 信孝（鶉・柳津）
松野 芳正（西郷綱代）
高橋美穂子（日野）
村木 多藏（合渡）
館林 朋子（中立委員）
山口 貴範（山県）

農地利用最適化推進委員

代表

後藤 宗夫（巖美）
山田 貞夫（鷺山）

副代表

委員

伊藤 勇（厚見）
篠田 悦利（芥見）
伊藤 一仁（茜部）
杉本 宜永（常磐）
伊原 道夫（黒野）
高橋 直美（則武）
白井 正典（鶉）
戸崎 和美（市橋）
塩谷 芳美（鏡島）
永田 俊幸（島）
大野 千秋（山県）
林 俊朗（北長森）
大野 政司（岩）
福井 恒夫（木田）
小河 先（柳津）
堀 美勝（日置江）
奥村 富則（柳津）
本田 忠男（七郷）
加納 康男（三里）
眞鍋 勇（春近）
岸野 治郎（南長森）
宮部 辰男（方県）
栗原 修司（岩野田）
村瀬 忠彦（綱代）
神山 肇（西郷）
村瀬 東三（日野）
酒井 秀男（長良）
山中 敏彰（合渡）

※五十音順

遊休農地の解消・再生を進めるため、支援を行っています

○支援対象者

- (1) 農業者
- (2) 農業者等の組織する団体 等

- (2) 賃借権、使用貸借権の設定、所有権の移転又は農作業受委託によって、再生された当該農地において、5年間以上耕作すること

○対象となる農地

再生作業の実施によって耕作が可能となる農振農用地区域内の荒廃農地が対象となります。

○支援要件

- 次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。
- (1) 総事業費が1件当たり100万円未満であること

○支援内容

- ・ 不作付け地解消、再生利用活動
農地の深耕及び整地、排水改善、
障害物除去 等
- ・ 再生作業
障害物除去等がなされた農地における
土壌改良

小型野生鳥獣による農産物等の被害にお困りの方へ

野生鳥獣の捕獲には、許可が必要です。
ヌートリア等小型獣の捕獲の際には、事前に農林園芸課に許可を申請してください。小型獣捕獲用のハコワナは、ホームセンターで購入できますが、お持ちでない方には、申請の際に貸し出しをしています。

また、被害防止には野生動物を寄せ付けない環境づくりも大切です。地域ぐるみでの防護柵の設置や集落内に野生鳥獣のエサ場や隠れ家がないか一度点検してみましょう。

野外焼却(野焼き)はやめましょう

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き禁止となっています。

～例外とされる焼却行為～

- ☆畑作物、稲わら、もみ殻、あぜ草
(マルチや段ボール等の廃棄物は焼却禁止)
- ☆正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事

例外とみなされるものであっても、火災にならないよう、また、煙や灰が近所迷惑にならないように気をつけましょう。周辺に対し迷惑となる場合は中止をお願いすることがあります。

令和2年 秋の農作業安全確認運動

運動期間：令和2年9月～10月

秋の農繁期を迎え、農業機械を多く使用するこの時期には農作業事故が多発します。

全国では、毎年300件前後の死亡事故が発生しており、岐阜県では、毎年4件前後の死亡事故が発生しています。死亡事故の半数はトラクターによる事故です。

トラクターには安全フレーム・安全キャブを装着しましょう。

草刈作業による事故が増えています。

防護めがね・すね当てなどを付け、十分注意して農作業を行ってください。

ぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」を新たに認定しました!

岐阜市・山県市・本巣市・本巣郡北方町・羽島郡笠松町の3市2町では、地元で生産された農産物などを積極的に取り扱う飲食店や販売店、食品加工所などをぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」として認定し、地産地消の取り組みを市民の皆さんに紹介しています。

今回新たに4店舗を認定し、現在153店舗を認定しています。ぜひ、「ぎふ〜ど」認定店で地元の味覚をご堪能ください。認定店舗一覧を当市役所HPにてご覧いただけます。

<http://www.city.gifu.lg.jp/29673.htm>

農地中間管理事業をご利用ください

農地中間管理事業とは、農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸し付けを行う事業です。

受け手のメリット：個々の所有者と交渉する必要がありません。

出し手のメリット：公的な機関なので、安心して農地を貸し付けることができます。

※事業のご利用をお考えの方は、岐阜市経済部農林園芸課 (TEL: 058-214-2079) または、JAぎふ各支店までお問い合わせください。

用水路に草や農産物等が落ちないように注意しましょう

草や農産物等によって、用水路が詰まる事があります。草刈り等の際、草が用水路へ落ちないように配慮しましょう。

また、農産物や廃棄物等についても用水路へ落ちないように適切な管理をしていただくようお願いいたします。

住宅地に隣接した農地では、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。やむをえず農薬を散布する場合は、飛散防止に努め、散布することをまわりの住民に伝える等、日頃から地域のコミュニケーションを密にしておくことが重要です。

**農薬散布に
気をつけましょう!!**

農業の地域活動に対して支援します

～多面的機能支払交付金～

農業振興地域内農用地を中心とした地域では、農林水産省の推進する多面的機能支払交付金を活用し、草刈・泥上げ等の地域の共同活動に対する支援を受けることができます。

【岐阜市内で活動している組織数】

- **農地維持支払制度 14組織**
水路や農用地の草刈、泥上げ、遊休農地発生防止のための保全管理活動
- **資源向上支払制度（共同活動） 11組織**
水路等の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の機能診断等
- **資源向上支払制度（長寿命化のための活動） 6組織**
水路等施設の長寿命化のための補修・更新

※この交付金の活用をお考えの方は、岐阜市経済部農地整備課
(TEL：058-214-2071)へお問い合わせください。

有機肥料「椿」を使ってみませんか？

「エコプラント椿」では、養鶏農家から出る鶏ふん、畜産センター公園から出る家畜ふん、小中学校から出る給食の残さ等を混合、発酵させた有機肥料「椿」を生産しています。一度お試しください。

1袋(15kg) **330円**
100袋以上 **260円**

【問い合わせ・取扱先】
岐阜市畜産センター公園
〒502-0801
岐阜市椿洞 776-4
TEL：058-214-6333



農業者のみなさんへ

人・農地プランのご紹介

人と農地の将来について 話し合いませんか？

- ◆自分は、あと何年農業を
続けていけるかな
- ◆この先、耕作をやめてしまう仲間が
増えていきそうだな
- ◆いざという時、だれか農地を
引き受けてくれる人はいるのかな



だから今



5年先、10年先の地域の農地を
だれが、どうやって守っていくのか、
みなさんで話し合っていきましょう。

詳細は
こちらから▶

人・農地プラン

検索

地域の話合いを活性化するため、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、農地バンクなどが一体となって、
「人・農地プランの実質化」を推進しています。

【人・農地プランの実質化とは？】

- 農業者の**年齢**と**後継者の有無**等をアンケートで確認
(対象地区内の耕地面積の少なくとも過半をカバー)
- アンケート結果を**地図化**し、5～10年後に**後継者がいない農地の面積を「見える化」**
- 作成した地図を基に、**農業者**、市町村、JA、農業委員会、土地改良区等の関係者が**徹底した話し合い**を行い、**5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方**を決めていく。

農業者の皆さんの話し合いが盛り上がるように、市町村、農業委員会、農地バンク(＝農地中間管理機構)、地域によってはJAや土地改良区も参加・協力しながら、地図やデータの提供、アドバイスや各種補助事業の説明を行うなど、連携してサポートします。

みなさんの地区でも、話し合いを行いたいとお考えの際には、岐阜市経済部経済政策課または、岐阜市農業委員会事務局にお尋ねください。また、お近くの農業委員会委員、農地利用最適化推進委員にもご相談ください。

実質化された人・農地プランの地区やその地区で将来の農地利用を担う経営体となった方には、いろいろな支援措置があります。

- ①新たな人・農地プランに活発に取り組んでいる
地区を対象とする支援措置
- ②新たな人・農地プランにおいて
将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援措置

